

TAX INFORMATION

税のお知らせ



■税務課(内線117)

軽自動車税の納期限は 5月31日(水)です

軽自動車税は、市役所、各住民センター、金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できます。納税通知書は、5月上旬に送付しますので、忘れずに納付しましょう。

※取り扱いできるコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載しています。

※店舗によつては、取り扱っていない場合や、手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

※所有者が亡くなつた場合は、名義変更などの手続きを行つてください。

●納付期限 5月31日(水)

軽自動車税の減免申請 は早めに済ませましょ

次のいずれかに該当すれば減免対象となります。

1 障害者の通学、通院、通所または仕事のために使用する車で、次の①～③に該当するもの。ただし、普通車を含め1台に限ります。

●申請期限 5月24日(水)

※申請期限を過ぎると減免できません。

興局で受け付けています。

自動車税(県税)の納期限 は5月31日(水)です

自動車税の納付書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアで忘れずに納付しましょう。

●納付期限 5月31日(水)

県央振興局 ☎ 050-5008

- ①障害者手帳などをお持ちの人で、歩くことが困難な人が所有する軽自動車など

- ②障害者手帳などをお持ちの人と生計が同じ人が所有する軽自動車など

- ③障害者手帳などをお持ちの人のみの世帯の人を常時介護する人が運転する軽自動車など

- ※手帳の等級や障害の程度によつては、減免を受けられない場合があります。

- 2 車両の構造が障害者用の軽自動車など

- 3 電気を動力源とする軽自動車

- 申請方法 税務課市民税グループに、次の書類を添えて申請してください。

- ①軽自動車税納税通知書②身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳③運転免許証④車検証⑤印かん⑥そのほか、状況によつて必要な書類があります。



入っていますか? 自賠責保険

自動車はもちろん、バイク、原動機付自転車の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険・共済)への加入が義務付けられています。未加入者の運行は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点で即免許停止処分となります。

自賠責保険の期限が切れていないか、また、未加入ではないか確認してください。

加入手続きは、市内の車両販売店などで取り扱っています。

自動車はもちろん、バイク、原動機付自転車の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険・共済)への加入が義務付けられています。未加入者の運行は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点で即免許停止処分となります。

自賠責保険の期限が切れていないか、また、未加入ではないか確認してください。